

○尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する 条例

平成7年10月2日

条例第33号

改正 平成17年3月4日条例 平成17年10月25日条例第
第6号 54号

平成19年12月25日条例第55号 平成22年3月30日条例第
号 28号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立美方高原自然の家(以下「自然の家」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図るための施設として、自然の家を設置する。

(位置)

第3条 自然の家の位置は、兵庫県美方郡香美町小代区新屋字中サバ1432番地の35とする。
(平17条例6・一部改正)

(事業)

第4条 自然の家は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 野外活動、集団生活及び自然体験(以下「野外活動等」という。)の場の提供に関すること。
- (2) 野外活動等の指導に関すること。
- (3) 野外活動指導者及び青少年団体指導者の研修に関すること。
- (4) 野外活動等のための講習会等の開催に関すること。
- (5) 野外活動等のための調査研究、資料の収集及び情報の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第5条 自然の家に、所長その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第6条 自然の家を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 前条の規定により利用の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例54・一部改正)

(原状回復義務等)

第8条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、自然の家の施設又は設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(自然の家の管理)

第9条 自然の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって教育委員会が指定するもの(以

下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平17条例54・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、教育委員会規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(平17条例54・追加)

(指定管理者の選定)

第11条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、自然の家の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 自然の家の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 自然の家の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、自然の家の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(平17条例54・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第12条 教育委員会は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平17条例54・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 自然の家の利用の許可、その取消しその他自然の家の利用に関すること。

(3) 自然の家の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

(4) 自然の家の施設及び付属設備の維持管理に関すること。

(5) その他教育委員会が必要と認める業務

(平17条例54・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定に従い、自然の家の管理を行わなければならない。

(平17条例54・追加)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、自然の家の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例6・旧第10条繰上、平17条例54・旧第9条繰下)

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成8年3月28日規則13で、平成8年4月6日から施行)

付 則(平成17年3月4日条例第6号)

改正 平成17年10月25日条例第54号

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第9条を削り、第10条を第9条とする改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市立美方高

原自然の家の設置及び管理に関する条例第9条の規定により行っている管理の委託については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(平17条例54・一部改正)

付 則(平成17年10月25日条例第54号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1)～(20) 略

(21) 第21条中尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例第9条を同条例第15条とする改正規定及び同条例第8条の次に6条を加える改正規定(第10条から第12条までに係る部分に限る。)

(22)・(23) 略

(24) 次項から付則第4項までの規定

(尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正)

4 次の各号に掲げる条例の規定中「地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日」を「平成18年3月31日」に改める。

(1)～(3) 略

(4) 尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年尼崎市条例第6号)付則第2項

(5) 略

付 則(平成19年12月25日条例第55号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

付 則(平成22年3月30日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

別表

(平17条例6・平19条例55・平22条例28・一部改正)

宿泊する場合					
区分			使用料(1泊につき)		
			市民等		その他
自然学校事業で利用する場合(1人につき)			1,000円		2,000円
その他 の利用	宿泊室	青少年等(1人につき)	1,000円		2,000円
		その他(1人につき)	2,000円		3,400円
	テント サイト	5人用テントを利用する場合 (1張りにつき)	3,000円		5,100円
		10人用テントを利用する場合 (1張りにつき)	6,000円		10,200円
宿泊しない場合					
区分		使用料			
		市民等		その他	
				青少年等	その他
大研修室	午前	2,460円	4,920円		7,380円
	午後	3,280円	6,560円		9,840円
	夜間	2,460円	4,920円		7,380円

中研修室	午前	1,630円	3,270円	4,900円
	午後	2,180円	4,360円	6,540円
	夜間	1,630円	3,270円	4,900円
小研修室	午前	520円	1,050円	1,570円
	午後	700円	1,400円	2,100円
	夜間	520円	1,050円	1,570円
創作工芸室	午前	2,460円	4,920円	7,380円
	午後	3,280円	6,560円	9,840円
	夜間	2,460円	4,920円	7,380円
多目的ホール	午前	3,670円	7,350円	11,020円
	午後	4,900円	9,800円	14,700円
	夜間	3,670円	7,350円	11,020円
野外炊事場	1人1回につき	50円	100円	150円
テニスコート	1面1時間につき	400円	800円	1,200円

備考

- 1 「自然学校事業」とは、学校教育活動の一環として行われる児童及び生徒の野外活動等で教育委員会規則で定めるものをいう。
- 2 「市民等」とは、本市又は兵庫県美方郡香美町内(以下「市内等」という。)に居住する者、市内等に勤務場所を有する者及びその者と住居を共にする者並びに市内等の学校に通学する者をいう。
- 3 「青少年等」とは、18歳に達する日以後の直近の3月31日までの間にある者及び教育委員会規則で定める者をいう。
- 4 「1泊」とは、午後1時から翌日午後0時までの利用をいう。
- 5 「午前」とは午前9時から午後0時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時までの利用をいう。
- 6 3歳未満の者が利用する場合の使用料は、無料とする。

○尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する 条例施行規則

平成8年3月25日
教育委員会規則第1号

改正	平成11年3月23日教育委員会規則 第7号	平成17年3月4日教育委員会規則 第2号
	平成17年10月25日教育委員会規則 第13号	平成19年3月22日教育委員会規則 第7号
	平成22年5月25日教育委員会規則 第4号	平成23年3月24日教育委員会規則 第1号
	平成28年2月9日教育委員会規則 第1号	令和5年3月30日教育委員会規則 第5号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例(平成7年尼崎市条例第33号。以下「条例」という。)第7条第2項及び第3項ただし書、第10条並びに第15条の規定並びに別表備考1及び3に基づき、尼崎市立美方高原自然の家(以下「自然の家」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(平17教委規則2・平17教委規則13・一部改正)

(利用許可の手続)

第2条 条例第6条の規定により自然の家の利用の許可を受けようとする者は、第14条に規定する自然学校事業の利用の場合にあつては利用しようとする日の4月前から、その他の利用の場合にあつては利用しようとする日の3月前から、利用しようとする日までに利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17教委規則13・一部改正)

(利用の制限)

第3条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、自然の家の利用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的として利用しようとするとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害する恐れがあるとき。
- (3) 建物又は附属設備を損傷する恐れがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(利用期間)

第4条 自然の家の利用期間は、引き続き6日以内とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第5条 条例第7条第2項の教育委員会規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 市民等のうち、青少年等以外の者で次のアからウまでに掲げるもの(その介護人1人を含む。)が宿泊するとき。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 兵庫県知事から療育手帳(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- (2) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。
- 2 使用料の減免額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定めるところによる。
- (1) 前項第1号に掲げる理由に該当するとき 宿泊室の使用料の5割相当額
- (2) 前項第2号に掲げる理由に該当するとき 教育委員会が別に定める額
- 3 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(平17教委規則13・平22教委規則4・平23教委規則1・一部改正)

(使用料の納付時期等)

- 第6条 使用料は、自然の家の利用が終わったときに納付するものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料の額の全部又は一部を前納させることができる。
- 2 条例第7条第3項ただし書の教育委員会規則で定める特別の理由は、前項ただし書の場合において、利用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により自然の家の利用ができなくなったときとする。
- 3 使用料の還付額は、既納の使用料の全額とする。
- 4 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(平17教委規則13・一部改正)

(利用の許可の取消)

- 第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、自然の家の利用の許可を取り消すことができる。
- (1) 利用者がこの条例又は関係例規に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の目的又は利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が申請書に虚偽の事実を記載したとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

- 2 前項の措置によって利用者が損害を受けても教育委員会はこれに対し、補償の責任を負わない。

(利用の拒否等)

- 第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、自然の家の利用を拒否し、又は退所させることができる。
- (1) 建物又は付属設備を損傷する恐れがあるとき。
- (2) 利用の目的に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が管理上支障があると認めるとき。

(休所日)

- 第9条 自然の家の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休業することができる。

ア 月曜日

イ 1月1日から同月3日まで

ウ 12月29日から同月31日まで

(指定申請の公告)

- 第10条 教育委員会は、条例第9条の規定により自然の家の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第10条の規定による指定の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(平17教委規則13・追加)

(指定申請の方法)

第11条 指定申請は、教育委員会が定める受付期間内に行わなければならない。

2 条例第10条の教育委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
 - (2) 役員(法人以外の団体にあっては、これに相当する者)の名簿及び履歴書
 - (3) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)における当該法人等の事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
 - (4) 法人等(申請年度に設立された法人等を除く。)の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
 - (5) 申請年度における財産目録
 - (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (7) その他教育委員会が必要と認める書類
- (平17教委規則13・追加)

(指定管理者の指定等の通知)

第12条 教育委員会は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書により当該指定された法人等に通知するものとする。

2 教育委員会は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書により当該指定されなかった法人等に通知するものとする。

(平17教委規則13・追加)

(協定の締結)

第13条 指定管理者は、自然の家の管理に関し、次の各号に掲げる事項について、教育委員会と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第13条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)の運用に関すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の運用に関すること。
- (4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項

(平17教委規則13・追加、令5教委規則5・一部改正)

(自然学校事業の範囲)

第14条 条例別表備考1の教育委員会規則で定めるものは、兵庫県内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校をいう。以下同じ。)が教育課程に基づき実施するもの、及びこれに相当すると教育委員会が特に認めるものとする。

(平11教委規則7・一部改正、平17教委規則13・旧第10条繰下、平19教委規則7・平28教委規則1・一部改正)

(青少年に準ずる者)

第15条 条例別表備考3の教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 青少年団体が利用する場合で、その構成員の引率者
- (2) 学校が利用する場合で、その児童生徒の引率者

(平17教委規則13・旧第11条繰下)

(施行の細目)

第16条 この規則に定めるもののほか、自然の家の運営について必要な事項は、教育長が定める。

(平17教委規則2・旧第13条繰上、平17教委規則13・旧第12条繰下)

付 則

この規則は、平成8年4月6日から施行する。

付 則(平成11年3月23日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月4日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年10月25日教育委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月22日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成22年5月25日教育委員会規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に宿泊室を利用し、施行日から引き続き宿泊室を利用する場合において、施行日以後の利用に係る使用料(尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項本文の規定により納付されるものに限る。以下同じ。)の減免について適用し、施行日前の利用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

付 則(平成23年3月24日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいてこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料を納付している者は、この規則による改正後の尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

3 改正後の規則第5条第1項及び第2項の規定は、施行日前に宿泊室を利用し、施行日から引き続き宿泊室を利用する場合において、施行日以後の利用に係る使用料(尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項本文の規定により納付されるものに限る。以下同じ。)の減免について適用し、施行日前の利用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

付 則(平成28年2月9日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。